

令和8年6月2日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

産業建設委員会  
委員長 浅井 宏昭

### 産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 除雪車の入札結果について  
(2) 水の郷工業団地における土地売買仮契約の締結について  
(3) 魚沼市屋根雪除雪安全対策支援事業補助金の制度改正について  
(4) その他
- 2 調査の経過 6月2日に委員会を開催し、上記事件について協議した。  
除雪車の入札結果について、水の郷工業団地における土地売買仮契約の締結について及び魚沼市屋根雪除雪安全対策支援事業補助金の制度改正について、執行部から説明を受け質疑を行った。  
その他で、プレミアム付商品券の再販売について及び賃料等請求調停事件（須原スキー場駐車場賃貸借契約）について、執行部から説明を受け質疑を行った。  
また、第2回定例会の予定案件について、執行部から説明を受けた。  
3 常任委員会行政視察について及び市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて協議した。

## 産業建設委員会会議録

### 1 調査事件

- (1) 除雪車の入札結果について（建設課）
- (2) 水の郷工業団地における土地売買仮契約の締結について（商工課）
- (3) 魚沼市屋根雪除雪安全対策支援事業補助金の制度改正について（都市整備課）
- (4) その他
  - (1) プレミアム付商品券の再販売について（商工課）
  - (2) 賃料等請求調停事件（須原スキー場駐車場賃貸借契約）について（観光課）
  - (3) 3 常任委員会行政視察について
  - (4) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて
  - (5) その他
    - ・ 第 2 回定例会予定案件について

2 日 時 令和 8 年 6 月 2 日 午前10時

3 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

4 出席委員 関 武雄、浅井宏昭、遠藤徳一、関矢孝夫、本田 篤、志田 貢

5 欠席委員 なし

6 説明員 吉田産業経済部長、鈴木産業経済部副部長（観光課長）、  
佐藤（豊）農林整備課長、佐藤（善）建設課長、曾根都市整備課長、  
小幡商工課長

7 書 記 坂大議会事務局長、椛澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

浅井委員長 遠藤委員から遅刻の届出がありましたので、報告いたします。

定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付のとおりであります。

### (1) 除雪車の入札結果について（建設課）

浅井委員長 日程第 1、除雪車の入札結果についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

吉田産業経済部　それでは、除雪車の入札結果について、私から説明をさせていただきます。ファイルは0100になります。

今回、除雪車の2台分の入札結果となっております。小出地域、広神地域に配備しているロータリ除雪車の老朽化に伴いまして更新を行うものであり、更新する除雪車の仕様が2台とも同じだったことから、2台まとめて入札を行ったものであります。落札者につきましては、有限会社小出自動車工業、契約額は1億2,540万円と、取得の予定価格が2,000万円以上であることから、第2回定例会におきまして財産の取得の議案として提案いたしますのでよろしくお願いたします。

なお、除雪車の主な仕様、外観図は、添付資料のとおりとなっております。よろしくお願いたします。

浅井委員長　これから質疑を行います。この件に関しては定例会に提案予定でありますので、お含みいただいた上で質疑をお願いします。質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

## **(2) 水の郷工業団地における土地売買仮契約の締結について (商工課)**

浅井委員長　日程第2、水の郷工業団地における土地売買仮契約の締結についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

鈴木産業経済部副部長　それでは、データにつきましては0200をお開きください。水の郷工業団地における土地売買仮契約の締結について、御説明を申し上げます。

これまでも報告をさせていただきましたけれども、令和7年11月21日に水の郷工業団地への立地に関する基本協定の締結をさせていただきました、東京都中央区に本社があります株式会社希松との土地の売買仮契約の締結に至りましたので、御報告をさせていただきますと思います。日付につきましては、令和8年5月29日に市長から本社に足をお運びいただきまして締結を結んだところであります。

本案件につきましては、議会の議決を要する売買契約額となりますので、この第2回定例会において契約に関する議案につきまして上程をさせていただくこととしておりますので報告をさせていただきます。以上です。

浅井委員長　これから質疑を行います。この件に関しても定例会に提案予定でありますので、お含みいただいた上で質疑をお願いします。質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

## **(3) 魚沼市屋根雪除雪安全対策支援事業補助金の制度改正について (都市整備課)**

浅井委員長　次に、日程第3、魚沼市屋根雪除雪安全対策支援事業補助金の制度改正についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

吉田産業経済部長　それでは、資料が0300になります。本市におきましては、屋根の雪下ろし時の事故、これを未然に防ぐことを目的としまして、屋根雪安全対策支援事業を新潟県

と国の補助金、交付金を一部財源としまして取り組んでいるところでありますが、この度新潟県におきまして今冬の大雪を踏まえまして雪害防止に向けた緊急対策として制度拡充を予定していることから、本市におきましても県に合わせ制度改正を行いたいと考えております。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますのでよろしくお願いたします。

曾根都市整備課長　それでは、引き続きまして、御覧いただいている資料に基づきまして私から説明をさせていただきます。この魚沼市屋根雪除雪安全対策支援事業の制度改正については、今ほど部長からお話がありましたように、県が制度改正を予定していると、年度途中での制度改正を計画しているということもありますので、本委員会で説明をさせていただきますと思います。(資料「魚沼市屋根雪除雪安全対策支援事業補助金の制度改正について」により説明)

浅井委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関委員　少しお聞かせください。豪雪に対する雪下ろし、非常に大変な命をかけた作業なので、安全性確保に対しては本当に賛成するところですが、この中で屋根の雪下ろしの事故を防止するため金具をつけるということですが、設置する工事等という言葉があります。等というのは何を指すのかお聞きしたい。

曾根都市整備課長　工事等の等ですけれども、命綱をくっつける器具のアンカーのほかに、軒先に転落防止柵をつけるとか、落下防止の措置をする工事を幾つか定めていますので、それらを対象とするという意味で等と言っています。

関委員　非常に幅広く補助をしていただいております。施工の経費ですけれども、大体標準というのはあるかと思いますが、おおむねこの予定する予算範囲内で施工できると認識してよろしいですか。

曾根都市整備課長　家の大きさ、屋根の大きさでも十分変わるとは思いますし、屋根の形状で凸凹があればそれなりに費用も増すとは思いますが、今までの実績からすると、平均すると大体20万円から30万円の工事費になっています。もちろんそれより高いものの中にはありますけれども、今回の県の制度拡充については、魚沼市が90%に軽度生活支援の補助割合を上げたりということもあったので、魚沼市で今までの平均実績を県に提出したりして、その中から補助基本額を30万円と今回県が設定した経緯も大きくあると思っています。

関委員　対象の世帯ですけれども、幅広く拾っていただいております。おおむね何世帯ぐらいを想定しているのかお聞きしたいと思います。

曾根都市整備課長　実は対象世帯としましては、その世帯がどのような屋根形状に住んでいるのか、また消雪パイプをあげているのか、落雪式に住んでいるのか、そういうところまでは把握はできていません。ただ、今までの除雪援助を受けられている方にアンケート調査を行うと、除雪を人に頼まなければいけないんだけれども屋根に命綱を設置する器具がないというお宅が、これは令和6年のアンケートなんですけれども、約250件あります。制度拡充によって伸びを期待しているところですが、今年度の想定としましては先ほど示させてもらった今までの実績プラス補助金額が上がり、世帯要件で幅が広がるということを考えて、軒数を増して補正予算には計上を考えております。

関矢委員　この落雪防止というか、転落防止のアンカーですけれども、いろいろなメーカー

というか、種類があるかと思います。その辺の荷重計算だとか、強度計算とか、そういうものは何かあるんですか。

曾根都市整備課長 制度そのものについては県が推奨するような形で、一般的にアンカーを建ててワイヤーでつないでというものと、アンカーだけのもの、あとは瓦棒のところに金具だけつけるものとか、様々な器具が紹介されています。そこでの製品の荷重計算までは特段求められていなくて、私の受付の感触としては、施工屋さんが独自に持っている考え方でやられているのが通例になっていると思います。

関矢委員 特にワイヤーを張るタイプなんだけれども、今冬みたいな一度に降った雪で、かなり消えてから見ると、アンカー自体がおじぎをしている箇所が結構見受けられる。あれで折れるわけではないだろうけれども、突っ張りもステーもなく、かなり弱いのかなという気がします。その辺の安全性の確保みたいなものはこれからどうされるのか。

曾根都市整備課長 おっしゃるとおり、今冬はそのような状況が見られたので、幾つかの工務店さんに聞いてみました。あまりにもがっちりし過ぎると、そもそもの屋根に固定している部分の留め具が外れて屋根そのものを損傷するおそれがあるので、ある程度一定を超えると器具そのものが、雪にならうわけではないですけども任せるような形で、あまり固定そのものに重きを置き過ぎると、屋根そのものの損傷につながるということを考えているというお話でした。ただ、そこに除雪の人の荷重ということを考えると、そこは大丈夫だろうというような、経験値なのかも分かりませんが、そのようにお聞きしています。

関矢委員 そうすると、今回のこの制度改正をしても、まだ1回目の対象者だけだと思うんですが、今言われたようにおじぎをしまして付け替えなければならない箇所もこれから出てくると思います。2回目というのは、まだ考えていないのか。

曾根都市整備課長 関矢委員おっしゃるとおり、制度としてはそのようなところをあまり想定していないでつくっていますので、要綱のつくりとしては1回設備をつければもう終わりですというつくりになっています。この普及がどんどん進んで、状況を見た中で破損した場合はどうするのかということは検討してまいりたいと思います。

本田委員 制度改正については全然問題ないというか、素晴らしいと思っております。入口の話で、今ほど話された設置率という話で250件という話でありましたけど、大体魚沼市で対象となる屋根雪下ろしが必要な家がざっくり何軒ぐらいあって、ざっくりどのぐらい設置されているというのはわかりますか。

曾根都市整備課長 あくまでも、全量調査はしておりません。その全量に伴う世帯の世帯構成を突き合わせを行っておりませんので、なかなか全体という意味ではお答えできることがありませんけれども、先ほどの除雪援助を必要としているというところに特化すると、ちょっと古いですが、除雪の援助を必要とする方の世帯数が500件で、そのうちアンカーが必要なのが約250件ということで、対象を区切って調査をするとこのぐらいで、それが全市に調査というところまではできておりません。

浅井委員長 ほかに質疑はよろしいでしょうか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

#### (4) その他

##### (1) プレミアム付商品券の再販売について（商工課）

浅井委員長 日程第4、その他を議題とします。(1)プレミアム付商品券の再販売について、執行部に説明を求めます。

鈴木産業経済部副部長 それでは、フォルダは0410のフォルダをお開きください。

今年の4月12日から販売を開始しております、物価高対策への一助ということで取組をしておりますプレミアム付商品券事業につきまして、当初から説明をする際にも、もしも販売における残数が発生した場合は、今回は再販売も検討していきたいという旨をお伝えをしてきたところでありまして、この販売自体が5月29日をもって終了しました。結果として約1割程度の未販売の残数が発生をいたしましたので、これに係る再販売の方法について担当課でまとめました。

詳細につきましては担当課長から説明をさせていただいた中で、よりこの事業の執行を上げていきたいと考えておりますので、説明をさせていただきたいと思っております。

小幡商工課長 それでは、私からプレミアム付商品券事業における再販売について、概要を説明させていただきます。資料を御覧いただきたいと思います。(資料「プレミアム付商品券の再販売について」により説明)

浅井委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員 いかにもスムーズに完売できるかというか、最後の日の混乱をなくすために時間をずらしてというお話でした。そうしますと、仮に堀之内支所で完売だった場合は、来た人は小出会場に行ってくださいみたいな、そういう感じですか。例えば1時57分に行って完売でしたといたら、小出会場に行ってくださいと、そういうことですか。

小幡商工課長 そういうことです。なるべくそういう移動を市民の皆さんにさせないように、小出会場以外は余裕を持って用意しておくんですけども、時間がきたら、もう2時過ぎたら主会場に行ってもらおうという誘導をさせてもらって、移動の手間というか、市民の混乱を防ぐために時間をずらして販売したいと思っております。

浅井委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結します。本件につきましては、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし)そのように決定いたしました。

##### (2) 賃料等請求調停事件（須原スキー場駐車場賃貸借契約）について（観光課）

浅井委員長 次に、(2)賃料等請求調停事件（須原スキー場駐車場賃貸借契約）について、執行部に説明を求めます。

鈴木産業経済部副部長 フォルダにつきましては、0420のフォルダをお開きください。資料の提出が、直近までデータを入れる関係で、昨日でありました。申し訳ありませんでした。なるべく直近までの時系列ということで作成をさせていただいておりますので、説明をお聞きいただきながら御覧いただければと思います。今回提出しました資料につきましては、冬の降雪の関係で復田工事の中止をしてございましたけれども、雪融け後の復田以降の動きについて御報告をさせていただきたいと思っております。(資料「賃料等請求調停事件（須原スキ

一場駐車場賃貸借契約) について【時系列】により説明)

浅井委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　向こうが言っている、表土の中に 20 センチ程度の石が見えるというのだけれど、これは 20 センチという上から見ても分かるんだけど、実際現地で見えるのか。

鈴木産業経済部副部長　実際現地に、この 29 日がちょうど雨が午前中はぱらついて、実際立ち合いは午後だったんですけど、土の部分は濡れて、石の部分は乾いているということで、約 2 反歩、2,000 平米ぐらいの土地になるんですけども、全部がぼろっと出ている状態ではない、一定の石は当然見受けられました。その日の午前中も施工業者において、実際には中に入って石も実際拾っております。我々が見る中で、石は確かに幾つか散見されるんですけど、それが 20 センチ程度の石なのかどうかまでは確認していないんですが、石は確かに見受けられます。現場において、そういったほ場整備においても、どうしても石の混入というのはゼロにはできない。当然これから作耕していく中で荒かきには気をつけていただきながら、代かきをする中で徐々に沈んでいく石もあるということで御説明をしたところですが、現地においては 20 センチの石がごろごろしているかというかないという認識ですし、ただ石は一定数見受けられるのは事実であります。

関矢委員　工事検査をしているので表土検査もしていると思うんですけども、当然 20 センチの石が幾つか一定数あれば、そこで検査は合格させても拾えという指示をすると思うんです。その辺は検査のときはどうだったんですか。

鈴木産業経済部副部長　まだ実際の工事検査は未済みであります。現場側としては終わりましたということでありますので、これから耕作土を持ってきた書類等は当然確認をするところでありまして。まずは現場が終わったというところでの引き渡しというところでありまして。

関矢委員　耕作をやるような話を聞いています。どこから入るか分かりませんが、トラクターか何かを入れるんだと思います。確かにでかい石があるとトラクターはかなりはねるので分かるかとは思いますが、最初は本当は、普通のは場整備だと代かきまでブルでやっていただければ 20 センチくらいのは沈むんですけども、そういう案を出す。提案というかいっぱいの場合、とても全部掘り返して拾うなんてことは難しい。そういう提案はどうなんですか。

鈴木産業経済部副部長　施工側が代かきまでです。

関矢委員　余裕があればそうしてやらないと駄目かなと。トラクターだけだとなかなか沈まない。

鈴木産業経済部副部長　今、委員も懸念をしていましたが、実際にあそこにトラクターを入れるには相当難儀が必要になる。いわゆる乗り入れは不要だということで始まっておりますので、市側として代かきまでをというところは今は考えておりません。あくまでもそういった混入はやむを得ないということは御説明をさせていただいておりますので、その中で施工としては検討いただきたいと思っています。

浅井委員長　ほかに質疑はよろしいでしょうか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

ここで、皆様にお諮りします。(3) 3 常任委員会行政視察について以降は議会内部の案件

ですので、執行部からほかに報告事項等があれば先にこれを行い、執行部からは御退席いただき、行政視察以降についてはその後協議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。(異議なし)では、そのように決定いたしました。

## ・第2回定例会予定案件について

浅井委員長　それでは、執行部から報告事項等はございませんか。

吉田産業経済部長　それでは、私から何点か報告事項がございますのでよろしくお願ひします。次の定例会で報告させていただきます専決処分、それと提案予定の補正予算、そして市道の陥没による事故等について、何点かございますが報告をさせていただきたいと思ひます。

初めに、四日町の排水ポンプ場の関連工事に係る件になりますけれども、専決処分と、あと補正予算等が絡んでいるものになります。この四日町排水ポンプ場につきましては、機械設備工事、電気設備工事、排水圧送管・堤外水路設置工事、この3つの工事を令和8年3月31日の完了を目指し工事を進めてまいりました。しかしながら、排水圧送管・堤外水路設置工事におきまして県道を横断する排水圧送管の埋設工事が困難を極めたほか、災害級の降雪によりまして工事施工に不測の日数を要したことから、令和7年度中の工事完了が不可能となったことがまず1点理由がございます。そして、それに伴いまして、全工事が完了した後に実施する予定でおりました総合試験運転、これが先ほどの工事の完了のめどが立たなかったことから、この総合試験運転が令和7年度末までにやることができず、そのため機械設備工事、電気設備工事も年度内の完了が不可能となってしまったことから、この3つの工事を事故繰越としまして、令和8年7月31日まで工期を延長したところがございます。まず、この事故繰越しが1点報告となります。

そして、今年度に入りまして、この四日町排水ポンプ場に関連して行っている工事になるんですけれども、四日町地区の雨水管きょ敷設工事を行っているんですけれども、その工事を行うに当たりまして取水堰からの取水量を制限してこの工事を進める必要があります。取水量が制限されると先ほどの3つの工事が完了した後に行う総合試験運転に必要な試験用水確保が困難になったことから、機械設備工事、電気設備工事の一部を中止せざるを得ず、それによりまして現場監理費などが増嵩してしまいました。また、排水圧送管・堤外水路設置工事につきましては、先ほど説明したとおりですが、今冬の大雪で現場除雪を行いながら作業を進めたことによりまして、そういったことなどから、そこも若干の増工が生じておりまして、この3つの工事において変更契約が必要になる形になりました。しかしながら、変更金額が変更前の契約金額の100分の5以内、かつ1,000万円以内であったことから、市長の専決処分としてこの第2回定例会におきまして議会に報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、この事故繰越しの3つの工事につきましては、先ほど専決処分という形で報告させていただきましたけれども、そこの変更契約分の工事請負費につきましては令和8年度当初予算の中で変更契約をさせていただきましたけれども、増額となった変更契約分の工事請負費は当然当初予算に計上されておりませんので、この第2回定例会におきまして不足が見込まれる変更契約分の工事請負費、こちらを補正計上したいと考えておりますのでよ

ろしくお願いします。四日町排水ポンプ場関連につきましては、以上になります。

次に、同じく専決処分になりますけれども、損害賠償の額の決定に係る専決処分2件についてであります。いずれも公営住宅からの落雪によりまして入居者の車両を破損させてしまうという事故になりまして、相手方の車両に与えた損害につきまして和解、損害賠償の額の決定について専決処分とし、本定例会で議会に報告いたしますのでよろしくお願いいたします。事故の概要についてでありますけれども、1件目につきましては令和8年2月15日、市有佐梨川住宅で発生した事故になります。入居者がピロティー式の駐車場付近に車両を停車し、荷物の積込み作業をしていたときに、住宅の屋上部分からの落雪によって車両の一部を破損させたものでありまして、損害賠償の額は31万497円になります。

2件目につきましては、令和8年2月17日、こちらは市営須原住宅2号棟で発生した事故になりますけれども、同じくピロティー式の駐車場に駐車するため進入している最中に住宅の屋上部分からの落雪によって車両の一部を破損させたものでありまして、損害賠償の額は34万2,472円になります。

この2つの事故の原因につきましては、両住宅とも屋上には雪庇防止柵が設置されておりましたが、事故当時の積雪量は防止柵よりも低い状態ではあったんですけれども、2月10日過ぎから比較的高温が続いたことから雪が緩んでしまい、雪庇防止のワイヤー間から滑り落ちたものと推測をしております。公営住宅入居者に対しましては、落雪注意の貼り紙とか、急激な積雪増加時には文書の戸別配布を行いながら入居者に対する注意喚起は行ってきたところでありますけれども、さらなる効果的な注意喚起をまた検討して、対応してまいりたいと考えております。専決処分につきましては、以上になります。

次に、市道の陥没事故の報告であります。これは令和8年3月27日午後3時頃、十日町の市道宮田2号線におきまして、大型トラックが市道に出ようとした際に突然道路が陥没しトラックの右前輪がはまってしまうという事故が発生いたしました。幸い人的被害はなかったんですけれども、大型トラックの点検修理及びこの大型トラックも当然営業で使っているトラックでありましたので、そういった営業補償が生じる見込みであり、現在その損害賠償金額については精査中ではありますが、恐らく議会の議決案件になると思われれます。現在、先方とその辺を精査しているところでありますけれども、その詳細が固まり次第、しかるべきタイミングで議会に提案したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

この陥没の原因ですが、市道と平行する水路が老朽化しておりまして、そこから土砂が吸い出されて道路の路面下が空洞化し、そこに大型トラックの重量がかかり陥没したものと推測しております。陥没の状況ですけれども、深さが65センチ、長さが100センチ、幅65センチで、当該箇所を掘削したところ、陥没箇所以外に路盤の吸い出しは確認されていない状況でしたが、水路から道路側へ若干浸水が認められたことから、道路側面に応急処置としまして吸い出し防止剤を設置し、埋め戻す応急修繕を行ったところであります。

今後の本格復旧では、水路の底盤が確認できなかったことから、そのコンクリートで底盤を打設する方向で検討しているところでありますが、何とか今年度中に対応できるようにこれから工程も含めて調整していきたいと考えています。市道の陥没事故は、以上になります。

そして、最後になりますけれども、第2回定例会に提案予定の補正予算についてであり

ます。四日町排水ポンプ場、それと屋根雪除雪に絡む部分については先ほど説明したとおりであります。それ以外に若干補正予算を予定しておりますので報告させていただきます。まず、歳入の部分で、国庫補助金である都市計画費補助金、そして住宅費補助金、そこに係る国費の配分内示が要求額を下回るようになったため、社会資本整備交付金の減額を予定しております。次に、歳出であります。林道の維持管理事業におきまして、今冬の大雪に起因した融雪により路面への土砂流出、落石、倒木など想定以上の多数の被害が生じたことから、土砂撤去等の委託料の追加、そして公園管理事業におきまして魚野川改修資料館の消雪用井戸が老朽化により今冬に揚水不能となっております。実際、揚水管を引き上げ調査したところ管の破損ですとか、あとポンプの更新が必要というところが判明いたしましたので、揚水管、そして揚水ポンプ更新に伴う工事請負費を計上したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

観光部門もございますので、鈴木副部長が説明いたします。

鈴木産業経済部副部長 観光部門もこの第2回定例会で補正を提案させていただきたいと思っております。内容としましては、報告をしております指定管理でありました浅草山荘の事業者撤退に伴いまして、そこで予定をしていた工事の部分は中止をしながら、冬囲い用の工事を行う旨の必要な経費の補正を考えております。それ以外にも、その施設における法定点検の部分、エレベーターであったり、自動ドアであったりといった類の法定点検費用も併せて計上させていただきたいと考えております。それ以外に、この冬の雪解け後における観光施設での屋根の軒先などで補修が必要な観光施設が幾つかございますので、そういった補修工事につきましても併せて計上を考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

浅井委員長 ただいま補正予算等を説明いただきましたけれども、これから質疑を行います。この件に関しては定例会で提案予定でありますので、お含みいただいた上で質疑をお願いしたいと思います。質疑はありますでしょうか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、以上とします。

ほかに、執行部から協議、報告事項等はございませんか。(なし) 委員の皆様から執行部に確認しておきたい事項等はございませんか。(なし) ないようでありますので、執行部はこれで退席をお願いいたします。御苦労様でした。

[執行部 退席]

### (3) 3 常任委員会行政視察について

浅井委員長 それでは、(3) 3 常任委員会行政視察についてを議題とします。委員長から委員の皆様へ1点連絡します。事務局からメールで連絡がありましたが、今年度の行政視察について、視察先が決定し、質問事項の提出を依頼させていただきました。まだ提出が少ない状況であります。現在のところ、委員長と本田委員から質問が提出されておりますので、至急1人1つ以上、質問事項を私までお知らせください。私のほうで取りまとめて事務局に提出したいと思います。

また、2日目と3日目の午前中は若干時間がございますので、適切な視察場所がありま

したら今週中に委員長までお知らせください。私からは以上です。

#### **(4) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて**

浅井委員長 次に、(4)市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題とします。本件につきまして、広報広聴特別委員会で集約していただいております。資料は、0440、「令和8年5月1日市民の声を聞く会意見交換まとめ(全体)」の2ページを御覧ください。本委員会所管事項は、7番から9番までになります。それでは、取扱いを御協議いただくため休憩させていただきます。

休 憩 (10:54)

(休憩中、懇談的に意見交換)

再 開 (10:58)

浅井委員長 それでは休憩を解き、会議を再開します。

市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについて、皆様から協議いただきました。7番の交通公園についてはC、8番のトイレの非常ボタン設置についてはA、9番の道路側溝についてはCとすることで御異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。本件につきましては、以上とします。

予定しました日程は、以上となります。

#### **(5) その他**

浅井委員長 それでは(5)その他について、委員の皆様から御意見、協議事項等はありませんか。(なし)以上で、本日の日程は全て終了しました。本日の会議録の作成につきましては、委員長に一任願います。本日の産業建設委員会は、これで閉会とします。

閉 会 (10:59)

産業建設委員会

委員長 浅井 宏昭